



わかみず保育園

入園のしおり

(重要事項説明書)

〒820-0062 飯塚市目尾967番地3

社会福祉法人 清和会 わかみず保育園

☎0948-25-3222

【1】法人・施設の概要、設備

法人名	社会福祉法人 清和会
施設名	わかみず保育園(第2種社会福祉事業・保育所の運営)
所在地/電話	福岡県飯塚市目尾967番地3 ☎0948-25-3222
理事長	野見山 晃
園長	野見山 晃
特別保育事業	一時預かり事業
敷地面積	2,126.0㎡
建物・床面積	鉄筋コンクリート造2階建(耐震構造)1,266.51㎡
開設年月日	1980年(昭和55年)4月1日

【2】事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行います。

【3】運営方針

(1) 保育の理念

乳幼児時期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。その重要な時期に生活時間の大半を過ごす入園児に対し、養護と教育を一体とした保育を保障し、乳幼児の最善の利益を図りながら豊かな人間性をもった子どもを育成します。

(2) 保育目標

子どもは豊かに伸びていく可能性を持っています。その子どもが現在(いま)を幸せに生き、未来を生き抜く力を養うために、わかみず保育園では、一人ひとりの子どもたちを心から尊重し豊かな愛情で心身共に健やかに育てていきます。

このため保育は次の諸事項を目指して行います。

- ◆家庭的な親しみのあるくつろいだ環境の中で情緒の安定を図ります。
- ◆基本的生活習慣(食事・排泄・睡眠・着脱衣・清潔)を身につけ、自立を促します。
- ◆保育士の専門性と愛情、豊かな養護を受けながら、「人」への信頼感、思いやり人間尊重の心を育てます。
- ◆自分の気持ちや考えを美しい言葉ではっきりと表現し人の話を聞く態度を育てます。
- ◆表現活動を通して幼児のみずみずしい感性と創造性を伸ばします。

【4】保育の内容

保育園の保育課程の内容は、保育所保育指針により行います。

【5】開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7:30～18:00
休園日	日曜・祝日 年末年始；12月29日～1月3日

※ 行事等の都合により、開園日が変更になる場合があります。

【6】職員の体制 (令和5年度)

	園長	副園長	主任	保育士	看護師	調理員	嘱託医	合計
常勤	1	1	1	15	1	4		23
非常勤							2	2

嘱託医 内科：野見山祐次(野見山医院) 0948-22-8668
 歯科：柴田 康(ア1歯科医院) 0948-21-2770

【7】利用定員

	0歳	1.2歳	3歳	4.5歳	合計
2号認定			60		100
3号認定	40				

(人)

【8】保護者の負担

- (1) 保育料：飯塚市が定める保育料(世帯の市民税額により決定されます)
 ※保育料を3ヶ月滞納した場合、退園させられる場合があります。(市が判断)
 ※広域入所児童は、支給認定を行う所在地の市町村が定める保育料を飯塚市にお支払い頂きます。

- (2) 実費徴収：当園では実費徴収はありません。
 奨励する制服、体操服、帽子等は個人で購入をお願いします。

【9】欠席・遅刻・早退の連絡等

- (1) 欠席、遅刻の場合は、午前9時までに連絡をして下さい。
 (2) 早退など事前に判っている場合は、登園時に保育士にお伝え下さい。
 (3) 住所、勤務先、携帯番号などの変更が生じた場合は、速やかに担任にお知らせ下さい。

【10】給食について

- (1) 3,4,5歳児(2号認定児童)
 ①当園では、完全給食を実施しています。
 ②おやつを15時～15時半頃に提供します。
 ③給食費として、月額**6,500円**を毎月20日に翌月分を徴収いたします。
 ※副食費徴収減免対象児童は、月額**1,500円**(主食・米代のみ)です。
- (2) 0,1,2歳児(3号認定児童)
 ①完全給食(主食・副食)を11時30分頃に提供します。
 ②おやつを10時と15時頃に提供します。
- (3) 食物アレルギー
医師の診断書を提出頂き、個別に面談のうえ対応を協議致しますので、必ず申告して下さい。(症状によっては、当園で対応できない場合があります。
虚偽の申告をされて入園した場合は、退園して頂く場合があります。)
 また、入園後に新たな症状が発生し、保育園での対応が困難な場合も退園していただく場合があります。

【11】送迎について

- (1) お子様の送迎は、保護者が責任を持って行って下さい。
 (2) お迎えが違う方になる場合は、必ず事前に連絡をして下さい。
※連絡がない場合は、お子様をお渡しできません。
 (3) 登園、お迎えの際は、保育士に声をかけて下さい。(事故や誘拐防止のため)
 (4) 登園・降園の時間管理をコドモンの登降園管理システムで行っています。
 玄関と2階にタブレットを用意しておりますので、必ず園児名を押して利用して下さい。
 (5) 通用門はオートロックになっています。インターホンで確認してから解錠いたしますので、ご用の際ははっきりとお顔とお名前をお伝え下さい。
 (6) 通用門の門扉の開閉は、必ず保護者の方が行って下さい。お子様が触って怪我等をしないためです。万一、怪我等をされても責任は一切負いませんので宜しくお願いします。
 (7) 駐車場内は最徐行して、お互いの出入りは譲り合って運転して下さい。
 (8) 駐車場でお子様を遊ばせないで下さい、事故の原因になります。
 (9) 送迎で車を離れるときは、エンジンを切って施錠して下さい。また貴重品や鞆を車内に置かないようにして下さい。
 (10) 駐車場での事故、保護者間のトラブル、盗難等は一切責任を負いません。

【12】緊急時の対応

- (1) 保育中にお子様の体調が急変した場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡しますので、直ちに迎えに来て下さい。
 (2) 保護者と連絡が取れない場合は、お子様の生命を最優先して、園側で最善の判断をして責任もって対処します。あらかじめご了承願います。
 (3) 緊急時に連絡が取れない等の事例が過去にありましたので、連絡先や携帯電話の番号の変更があった際は速やかに担任にお知らせ願います。
 (4) 仕事がお休みの際は、保護者の所在、連絡先を明確にして、登園時に職員へお伝え下さい。

【13】災害時の対応

台風接近や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、園児と保育従事者の生命と安全を守るため、当園における臨時休園・登園自粛要請を行う場合があります。

『警戒レベル3』以上が発令された場合

原則として、「臨時休園」といたします。

- (1) 前日及び事前に「警戒レベル3」が発令された時
休園の連絡を、園内で告知し、LINEでお知らせをします。
- (2) 保育中に「警戒レベル3」が発令された時
速やかに、園児のお迎えをお願いします。
当園からも、発令後速やかに各家庭・各保護者にLINEでお知らせします。
- (3) 「警戒レベル2」においても、災害発生の可能性が比較的高い場合や、保育を行うにあたり十分な体制が確保できない場合もあります。
その場合は、保護者の判断で「登園自粛」を判断して下さい。
同時に、園側からも「登園自粛要請」をお願いする場合があります。

※同じ市内でも風雨の災害状況に地域差があります。特に目尾・幸袋地区は遠賀川が近く、早期の水害が予想されます。状況確認は保育園に問い合わせ下さい。

台風や地震等について

市内の小中学校・高校が臨時休校となる場合は、当園もそれに準じて

「臨時休園」といたします。

テレビやラジオのニュース速報で、小中学校・高校の臨時休校が決定した場合はそれに従います。可能な限り各ご家庭に電話連絡を行いますが、万一連絡がつかない場合は、テレビ・ラジオの速報に従って下さい。

【14】病気について

- (1) 体調管理
 - ◆ お子様の病歴と特殊な体質については、入園時に必ず担任及び園長にその内容をお伝え下さい。
 - ◆ 前日及び当日に、お子様の体調に異常があった場合は必ず担任に伝えて下さい。
- (2) お薬について
 - ◆ 基本的に、当園では、保育中に園児への与薬は行いません。
 - ◆ やむを得ず、病院で処方された薬を飲ませなければならない場合は、与薬依頼書を記載の上、担任に手渡して下さい。薬には必ず記名して下さい。
 - ◆ 座薬や市販の薬についても、一切お預かりも与薬もできません。
 - ◆ 登園された際にお子様の健康状態がすぐれない場合は、家庭で保育をして頂く場合があります。(37.5度以上)の高熱や下痢など
- (3) 下記の感染症の時は、医師の指示に従い早めに休ませて、他の園児に感染しないように治療した上で登園して下さい。

◆出席停止期間の基準の定められている感染症

病名	出席停止期間
インフルエンザ 新型コロナウイルス	発症した日(発熱等の症状が出た日)は含まず、その翌日を1日目として、発症後5日かつ解熱後3日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹は発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
水痘(水疱瘡)	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで

※インフルエンザや水疱瘡など、出席停止期間のある感染症が完治した場合、医師の完治証明を提出して下さい。

◆その他の感染症(医師の指示に従うもの)

手足口病	りんご病	マイコプラズマ肺炎
とびひ	水いぼ	流行性嘔吐下痢症

【15】その他

- (1) 持ち物には、必ず名前を書いて下さい。
- (2) 保育園で必要なもの以外を、持たせないで下さい。(菓子、玩具、お金など)
- (3) 園庭、園内は全て禁煙です。
- (4) 園庭の芝刈り作業をロボット芝刈機で行っています。万一触ったりすると怪我や故障の原因になることがあります。お子様が近づかないようにお願いします。
- (5) 登降園システムを管理しているタブレットは保護者の方が操作して下さい。
ロボット芝刈り機同様、お子様や保護者の方が触れて故障などや破損が生じた場合は、その費用を弁済して頂くこととなりますので、ご注意願います。

【16】守秘義務・個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報については、守秘義務を厳守いたします。
- (2) 個人情報を目的以外に利用しません、また第三者に情報提供はしません。
- (3) 写真や画像をホームページ等で掲載する場合があります。
掲載を希望されない方は申し出て下さい。
- (4) 保護者及びその関係者の方々が、園行事等で撮影した写真や動画はSNSなどで公開しないで下さい。(トラブルの原因になることがあります、ご注意下さい)
万一、その件で保護者間でトラブルが発生した場合、当園は一切関知いたしません。

【17】虐待防止のための措置について

- (1) 虐待の防止、人権に関する啓発のために職員に対する研修を実施しています。
- (2) 保育、教育の提供中に、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律規定に従い、速やかに市町村、都道府県の設置する児童相談所等、適切な機関に通告します。

【18】ご意見・相談受付について

社会福祉法第82条の規定により、当法人が提供する保育設備や保育サービスに対する利用者の皆様からのご意見・ご相談等に、適切且つ円滑に対応できるよう、「利用者相談受付体制」を設置しています。

お気づきのことや、ご意見ご希望がありましたら、電話や送迎時にお伝え下さい。

相談受付担当者	野見山広美(副園長) 鳥飼利果(主任保育士)
相談受付責任者	野見山 晃(園長)
第三者委員	二宮敏美 (23-7720) 森原 安子 (82-2568)

キリトリ

重要事項説明書に関する同意書

わかみず保育園園長 様

私は、本書面に基づいて社会福祉法人清和会わかみず保育園についての重要事項の説明を受け、これに同意しました。

なお、児童の病歴、アレルギー、健康状態等を偽って入園した場合、退園を通告されても異議がないことを約束いたします。

年 月 日

保護者名	印
園児名	
住所	〒
電話番号	